

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

# 止めよう! 変形労働制 128

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.128

全北海道教職員組合

2020.2.19

変形労働制について、道教委が市町村教委への説明会を実施

**1つでも措置を講ずることができなくなった場合には、通常の勤務時間に戻します**

●講ずべき措置を講ずることができない場合、通常の勤務時間に戻します

1年単位の変形労働時間制を活用する場合には、適用職員本人にも、学校全体にも、教育委員会や校長として様々な措置を講ずることが、指針に規定されています。学校全体に講ずべき措置については、適用職員だけでなく、学校全体での遵守が前提です。

道教委の想定問答集には、これらの様々な措置について、1つでも講ずることができなくなった場合の対応として、「以降の総勤務時間の一部について、勤務時間の削減措置をとる（通常の勤務時間に戻す）」が必要とされている」としています。

●変形労働制は、途中で変更できない制度であり、複雑な対応が求められます

しかし、1年単位の変形労働時間制は途中で変更できない制度です。

ですから、「通常の勤務時間に戻す」といっても、制度の運用を停止するというのではなく、通常の勤務時間を超える時間について「勤務時間が割り振られてはいるものの勤務をしない時間」として「勤務することを要しない時間」の指定をするという、非常に分かりづらい対応をとることとなります。

●「勤務することを要しない時間」を指定する管理職には、大きな負担が生じます

措置を講ずることができず、「勤務することを要しない時間」を指定する場合、管理職は、右のような「勤務することを要しない時間の指定簿」を新たに作成して、4週間の期間ごとに、すべての「勤務することを要しない時間」の算定や指定を行い、適用職員への説明、校内全体での共通理解を図り、教育委員会にも速やかに指定簿を提出することとされています。

別記様式3 勤務することを要しない時間の指定簿

別記様式3	勤務することを要しない時間の指定簿												
<table border="1"> <tr> <td>別記様式3の適用日</td> <td>19 週</td> <td>学校名</td> <td>北海道〇〇高等学校</td> </tr> <tr> <td>対象期間(授業日)</td> <td>3年 4月 5日 ~ 3年 8月 15日</td> <td>職名</td> <td>教諭 氏名 教職 太郎</td> </tr> <tr> <td>指定期間(給与日)</td> <td>年 月 日 ~ 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	別記様式3の適用日	19 週	学校名	北海道〇〇高等学校	対象期間(授業日)	3年 4月 5日 ~ 3年 8月 15日	職名	教諭 氏名 教職 太郎	指定期間(給与日)	年 月 日 ~ 年 月 日			
別記様式3の適用日	19 週	学校名	北海道〇〇高等学校										
対象期間(授業日)	3年 4月 5日 ~ 3年 8月 15日	職名	教諭 氏名 教職 太郎										
指定期間(給与日)	年 月 日 ~ 年 月 日												
1 通常の勤務日及び勤務時間	通常の勤務日 月曜日から金曜日までの5日間 通常の勤務時間 8時 0分 から 16時 30分 まで (うち休憩時間 12時 30分 ~ 13時 15分)												
2 措置を講ずることができなくなった日又は講ずることができなくなった日が明らかになった日、及びその事由	該当日 3年 5月 31日 事由 時間外在校等時間が42時間を超えたため												
3 第1期間【始期】 3年 5月 31日 【迄期】 3年 6月 27日 ※4週間の期間を定める	(1)措置を講ずることができなくなった日以降の勤務することを要しない時間の算定												
通常の勤務時間を超えて勤務している日	勤務時間 ① ② 勤務時間数 通常勤務時間を超えて勤務している日												
3年 6月 14日(月)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分												
3年 6月 15日(火)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分												
3年 6月 17日(木)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分												
3年 6月 21日(月)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分												
3年 6月 22日(火)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分												
3年 6月 24日(木)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分												
合計	4時間 30分												
4 勤務することを要しない時間の指定	勤務時間 ① ② 勤務時間数 勤務することを要しない時間数 勤務することを要しない時間												
3年 6月 14日(月)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分 16時 45分 ~ 17時 30分 ③												
3年 6月 15日(火)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分 16時 45分 ~ 17時 30分 ③												
3年 6月 17日(木)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分 16時 45分 ~ 17時 30分 ③												
3年 6月 21日(月)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分 16時 45分 ~ 17時 30分 ③												
3年 6月 22日(火)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分 16時 45分 ~ 17時 30分 ③												
3年 6月 24日(木)	8時 0分 ~ 12時 30分 ① 16時 30分 ② 8時間 30分 0時間 45分 16時 45分 ~ 17時 30分 ③												
合計	4時間 30分												

